

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領の制定について(例規通達)

(平成8年12月24日)

(栃地第2号栃木県警察本部長通達)

被害者連絡の実施については、「栃木県警察被害者連絡実施要領の制定について(例規通達)(平成8年12月20日付け栃捜一第4号外)」により、推進するものであるが、身体犯、その他特に連絡を必要と認める事件の被害者から、地域警察官の訪問・連絡の要望があった場合は、捜査関係部門からの被害者情報の提供を受けて被害者への訪問・連絡活動を行うことなどを内容とする「地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領」を別添のとおり定め、平成9年1月1日から実施することとしたので、適切な被害者訪問・連絡の実施に努められたい。

別添

地域警察官による被害者への訪問・連絡活動実施要領

1 趣旨

この要領は、「栃木県警察被害者連絡実施要領」(平成19年2月19日付け栃刑総第1号他例規通達。以下「被害者連絡実施要領」という。)第6の3に基づき、地域警察官による被害者(被害者が少年の場合には、原則としてその保護者)又はその遺族(以下「被害者等」という。)への訪問・連絡活動(以下「被害者訪問・連絡活動」という。)を地域安全活動の中に位置付けるとともに、効果的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 活動目的

被害者訪問・連絡活動は、被害者が再び被害に遭うことを予防し、及びその不安感を解消するとともに、その他警察に対する被害者のニーズにこたえることにより、地域住民の安全で平穏な生活の確保に資することを目的とする。

3 被害者訪問・連絡活動の対象者

本要領による被害者訪問・連絡活動の対象者は、「被害者連絡実施要領」の第6の3に基づき地域課に送付された「被害者連絡経過票」(以下「経過票」という。)の写しに記載された被害者等とする。

なお、本要領は、各警察署において現に行い、又は行おうとしている地域警察官による各種の訪問活動等を妨げるものではないが、その場合においても本要領

の内容に十分留意すること。

4 活動の主体等

- (1) 被害者訪問・連絡活動は、原則として被害者等の住居地等を受持区とする地域警察官が、栃木県地域警察運営規程(平成13年栃木県警察本部訓令乙第22号)第51条に定める巡回連絡の一環として速やかに行うものとする。

ただし、女性の対象者が女性警察官による被害者訪問・連絡活動を希望する場合その他特段の事情がある場合は、この限りでない。

- (2) 被害者訪問・連絡活動は、原則として対象者の住居地等を訪問し、対象者と面接することにより行うものとする。
- (3) 地域警察官は被害者訪問・連絡活動を行うに当たっては、被害回復、被害拡大防止等に関する情報の提供、防犯指導等を行うとともに、被害者等から警察に対する質問、要望、苦情、相談等があれば、その旨聴取するものとする。

当該地域警察官は、被害者訪問・連絡活動の結果を署の地域課長に報告するとともに、別記様式の被害者訪問カードを作成した上、被害者訪問担当者に当該被害者訪問カードを送付するものとする。

5 活動上の留意事項

- (1) 被害者訪問・連絡活動の実施に当たっては、経過票の写しに記載された捜査状況の連絡内容、留意事項(民事上のトラブルがある、警察との紛議を招くおそれがあるなど。)等に十分留意し、必要に応じて事件担当捜査員と連絡を取るとともに、被害者等の心情に与える影響等を考慮して経過票の写しの取扱いには十分注意すること。

- (2) 被害者訪問・連絡活動の結果、以後地域警察官による訪問を希望しないなどの理由により、被害者訪問・連絡活動の対象とすべきでないということが新たに判明した者については、その理由を被害者訪問カードに記入し、以後当該被害者から要望があるなどの場合を除き、本要領に基づく訪問・連絡活動を行わないこと。

- (3) 第1回目の被害者訪問・連絡活動は、特段の事情がない場合、当該指定を受けてから1週間以内に行うものとする。ただし、経過票の写しの記載事項その他の情報から至急被害者訪問・連絡活動を行うことが適切、妥当と認められる場合には、早急に行うこと。

- (4) 被害者から捜査内容についての質問、要望、苦情、相談等があり、経過票の写しの記載事項又は事件担当捜査員から得た情報では回答できないときは、事件担当捜査員と連絡を取って自ら又は当該事件担当捜査員から回答すること。

- (5) 被害者訪問・連絡活動の実施頻度及び期間は、対象者の希望を踏まえた上で

定めるものとし、対象者から特段の希望がない場合には、原則として1か月に1回程度行うものとする。

なお、初回の実施からおおむね2か月間を経過した時点で対象者の意思を確認し、対象者の同意が得られた場合には、署の地域課長は、警察署長の承認を得て、被害者訪問・連絡活動を打ち切ることができるものとする。

6 被害者訪問担当者の指定等

- (1) 各警察署の地域課長は、地域課において庶務的業務を行っている者(ただし、総務係の置いてない署については地域課長とする。)のうちから1名を被害者訪問担当者に指定し、次の業務を行わせること。

ア 経過票の写しの受理、保管及び管理

イ 被害者訪問カードの保管及び管理

ウ 関係部門等との連絡及び調整

エ その他地域課長が命じた業務

- (2) 被害者訪問担当者は、担当地域課員の不在時に被害者等から問い合わせがあった場合は、一時的に対応するとともに、その旨を担当地域警察官に連絡するものとする。

7 捜査部門への連絡

被害者訪問担当者は、被害者訪問・連絡活動を実施した地域警察官から被害者訪問カード(記載事項の追加又は変更を行ったものを含む。)を受理し、地域課長が必要と認めるときは、被害者連絡責任者(他の所属である場合を含む。)に被害者訪問・連絡活動の結果について口頭又は被害者訪問カードの写しの送付等により連絡するものとする。

8 その他注意事項

- (1) 被害者訪問・連絡活動を要望しない被害者を認めた場合は、不用意な訪問を慎むなど、特に慎重な配慮を行うこと。
- (2) 経過票の写しの記載内容については、被害者のプライバシーに関わることであり、これを他人に漏らすことは、今後の被害者訪問・連絡活動に支障を及ぼすばかりでなく、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第34条に規定される守秘義務の違反に該当するので、その取扱い等に十分留意して、保秘を徹底すること。